

日本共産党宮城県会議員団を代表して、討論を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について、一言述べさせていただきます。知事は今議会中の6月20日の定例記者会見で、「共産党についても県民の支持があつて政党として存在し、そして県議会議員も8人もおられるわけでございますので、これはしっかりとした一つの民意だと私は思っております。……従って、共産党がついているほうがだめな政党だと、悪い政党だというのは、行き過ぎた議論ではないかと私は思っております。共産党の皆さんの意見にもしっかりと耳を傾けることが、政治にとって非常に重要な一つの要諦であろうと思っております。」と述べられました。

この発言は、きわめて妥当な見解であり、評価した上で、議案についての討論に入ります。

日本共産党県会議員団は、提案されている38議案中議第169号議案、議第175号議案、議第179号議案、議第180号議案、議第203号議案、議第209号議案の6議案に反対、ないし不同意を表明するものです。以下その理由を述べます。

○議第169号議案

議第169号議案は、宮城野原地区に広域防災拠点を整備するために、特別会計から96億5300万円、債務負担行為で41億3700万円を支出し、137億9000万円で日本貨物鉄道株式会社から用地を買い取る補正予算です。

平成24年9月に知事がJR貨物用地購入についての検討を指示し、同年12月の「知事レク」で防災拠点を整備する方針が決められ、知事の判断でルールが引かれました。翌年1月の宮城県、仙台市、JR貨物、仙台医療センターの4者協議をうけ、その後、専門家を入れずに身内の土木部職員だけで計画地の評価の見直しが行われました。これは知事の判断を追認するものでしかありません。平成21年の検討では不向きとされた土地を、なぜ知事が選んだのか、いまだに県民に納得のいく説明はされておらず、初めから宮城野原ありきだったという疑念をぬぐうことはできません。

また、長町・利府断層による直下型地震の影響が事実上無視されています。そもそも、県は「宮城県第3次地震被害想定調査」で「長町・利府断層地震の影響は大変深刻で、とりわけ仙台市が重大な被害を受ける」と想定しています。計画地は、断層から350mしか離れていません。被災時に交通アクセスが寸断される危険があることは明白なのに、今回の評価で「アクセスに優位」というのは、到底説明のつくものではありません。

内閣府は、防災拠点について「市街地の周縁部に設置」という要件を示しています。予算分科会で当局は「宮城野原は市街地ではない」と答弁しました。一方、知事は一般質問

の答弁で「熊本地震の教訓から市街地に防災拠点が必要」と述べました。知事と当局が正反対の答弁をしており、まともな説明とはいえないものです。

さらに、面積要件について、国交省の交付要件は「概ね 50ha 以上」となっているのに、宮城野原では実際に防災拠点として利用できるのは、17.5ha であることも明らかになりました。知事は、予算特別委員会で東京の有明の防災拠点を例にあげ、「有明は 13ha だ」と述べました。しかし、「有明」の 20 km 圏内に「東扇島」という防災拠点があり、2つの施設が連携して機能を発揮することになっています。その合計面積は、約 30ha です。宮城野原の 17.5ha でも大丈夫という根拠にはなりません。

財政負担ですが、総事業費 295 億円、実質的な県負担は 140 億円とされています。これもまだ確定ではなく、今後県の財政負担がどうなるのか、予算特別委員会や分科会審議の中でも、当局も「工事の進捗状況で変更もありうる」と述べており、さらに財政負担が大きくなる可能性も示唆されています。なぜ最もお金のかかる場所を選んだのか、用地買収費も移転補償費もかからない場所が他にあるのではないか。防災拠点の必要性は否定しませんが、まだまだ再考すべき余地が大いにあると考えます。

こんな現状では到底県民の理解を得られません。にもかかわらず、知事は予算特別委員会で「これ以上説明できるものはない」とまで述べました。これは、県民と議会への説明責任を拒否する発言です。わが日本共産党県議団は、かねてより宮城野原地区での防災拠点計画の撤回を求めてきましたが、今議会では自民党・県民会議の議員からも異論が出されています。予算特別委員会では、10年ぶりとなる「少数意見の留保」がなされ、20名の議員が賛同しています。このような状況の下での予算化は、あまりにも拙速であり、いったん立ち止まって、再検討を行うことを求めて、本補正予算議案には反対の意思を表明するものです。

議第 175 号議案

議第 175 号議案は、今年 3 月の地方税法改正にともなう宮城県県税条例改正案です。国は消費税を 8% に引き上げた際、「地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため」として、地方税である法人住民税の一部を国税である地方法人税として地方交付税の原資とする仕組みを作りました。今度の法改正の本条例改正案の関連部分は、消費税 10% の引き上げ時に「同様の地域間格差が生ずる」として、法人住民税率を引き下げ、その引き下げ分について、地方法人税率を引き上げ、地方交付税の原資の拡大を図るものです。そもそも、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両方の機能によってなされるべきもので、小手先の地方税と国税の税率いじりで図られるべきではありません。

さらに、車体課税については、これも消費税 10% への引き上げ時に、都道府県税である自動車取得税が廃止されることに伴い、自動車税および軽自動車税に「環境性能割」を創

設するというものです。その際、市町村税である軽自動車の環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収を行い、その分自動車税の環境性能割の税収を一定割合、市町村へ交付する制度を設けるとしてあります。消費税増税に伴う苦肉の税率いじりですが、自動車購入時には取得税がかからなくなる一方で、新車を買えない人、古い車に乗っている人には税率が高くなるという仕組みになっており、看過できません。

しかも、この法律改正は消費税が引き上げられることが前提なので、来年4月1日施行となっています。当然ですが、消費税の引き上げ延期法案が成立すれば、この地方税法も改正されることとなります。安倍首相は、消費税の10%増税を「2年半延期する」と言明し、参議院選挙でも与党の公約にかかげられ、地方税法の今年度内改正は、ほぼ確実になっています。その折に、あえていま条例を改正する必要などどこにあるのでしょうか。総務企画委員会の審議でも、「今回条例改正して、今年度に地方税法が改正されたら、条例はどうか。もう一回条例改正をやるのか」との質問に、当局の答えは「そういうことを、またお願いすることになります」というものでした。

であれば、あえて今ここで改正する必要はありません。内容についても異議はありますが、こうした手続きを今議会に求めることにも同意することはできません。よって、議第175号議案には反対です。

○議第 179 号議案

議第 179 号議案は、特別支援学校等への就学のために必要な支援のための事務事業に、生活保護等のマイナンバー情報の利用を可能にしようとするもので、法定事務以外の県独自利用事務の枠を広げるものです。これは、どこまでも個人情報利用を拡大することにつながりかねず、個人のプライバシー保護、情報漏れの拡大の防止の観点から反対します。

○議第 180 号議案

議第 180 号議案は、朝夕の園児が少数となる時間帯における職員配置について、その資格要件の緩和を図り、また、保育士等の資格のない職員の配置を3分の1まで認めるというものです。待機児童対策、保育士不足に対応するためには、「賃金アップなどの処遇改善」や「保育士養成のための支援の充実」など抜本的な対策こそ国に求めるべきであり、県の独自支援も必要です。本議案では「当分の間」とされているものの期限は決まっておらず、こうした付け焼刃的なやり方には同意できません。

○議第 203 号議案

議第 203 号議案は、専決処分されたものですが、地方税法改正によって、本年4月から施行された部分に関する条例改正案です。その中身は、法人事業税の所得割の税率を引き下げ、外形標準課税の割合を拡大するものとなっています。今回の改定では、資本金一億円以上の企業が対象で、外形標準課税割合は8分の3から8分の5に広がるものの、所得

割の税率が現行 6.0%から 3.6%に引き下げられるため、全体として大企業の法人実効税率を引き下げるものとなっています。

しかも、この改正は、与党の「2016 年度税制改正大綱」のうち、「2016 年度分税制改正」にかかわるものを、政府の「2016 年度税制改正の大綱」として閣議決定し、その内容を法律にしたものです。与党大綱は、資本金一億円以下の中小企業への外形標準課税の拡大についても「検討する」としており、今回の改正は、儲けが少ない、あるいは赤字で苦しんでいる中小企業にも、外形標準課税が拡大される危険性を持っています。よって、国の法改正にともなう条例の部分改正であったとしても、同意はできません。

○議第 209 号議案

議第 209 号議案は、巨大な防潮堤を湾内にぐるりと建設することは、雄勝の海と環境を壊すものであり、最後まで住民合意も、ままならない中での工事発注には、同意できません。

以上、6 議案について、反対、不同意の理由を述べました。今議会は、政務活動費問題をはじめ、議会のあり方をめぐり県民注視のもとで開かれ、緊張感のある議論が交わされました。日本共産党県会議員団は、二元代表制の一翼を担う県議会議員の一員として、知事提案に対して、言うべきことは言う、見直すべきはきちんと求める、という立場で、県民の未来、そして市町村に寄り添う県政のために、今後とも全力を尽くすことを表明して、討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。